

改正案

現行

(設置)

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校(以下「大学校」という。)を設置する。

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる生きがいの高揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校(以下「大学校」という。)を設置する。

(学部等、修業年限及び定員)

第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。

2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

(学部等、修業年限及び定員)

第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。

2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学部及び専攻科	修業年限	定員(一学年)
千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	二年	二一〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	九〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	五〇名
	地域活動専攻科 陶芸コース	一年	五〇名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	健康・生活学部	二年	三〇〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	一四〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	五五名
	地域活動専攻科 陶芸コース	一年	五〇名
千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部	二年	七〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	三五名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	二五名
	健康・生活学部 陶芸コース	二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校外房学園	健康・生活学部	二年	一〇〇名

区分	学部及び専攻科	修業年限	定員(一学年)
千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	二年	二一〇名
	造形学部	一年	二八五名
	造形学部	一年	五〇名
	地域活動専攻科	一年	五〇名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	健康・生活学部	二年	三〇〇名
	造形学部	一年	二八五名
	造形学部	一年	五〇名
	地域活動専攻科	一年	五〇名
千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部	二年	七〇名
	造形学部	一年	九五名
	造形学部	一年	二五名
	健康・生活学部	二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校外房学園	健康・生活学部	二年	一〇〇名

園	造形学部	園芸まちづ	二年	五〇名
		くりコース	二年	五〇名
	健康・生活学部	陶芸コース	二年	二五名
		園芸まちづ	二年	二五名
造形学部	陶芸コース	二年	三五名	
	くりコース	二年	三五名	
園	造形学部	陶芸コース	二年	二五名
		くりコース	二年	二五名

(削る。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第三項の規定により置かれた造形学部園芸コースは、平成三十一年三月三十一日において当該コースに在学している者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該コースの授業料については、なお従前の例による。

別表 (第十条第三項)

授業料	利用料金の名称		区分	単位	額の範囲
	健康・生活学部	造形学部			
	健康・生活学部	造形学部	園芸まちづ	一年につき	一万六千円以内
			くりコース	一年につき	一万六千円以内
	造形学部	園芸まちづ	陶芸コース	一年につき	三万二千七百円以内
			くりコース	一年につき	三万二千七百円以内
地域活動専攻科	造形学部	陶芸コース	一年につき	五万八千二百円以内	
		くりコース	一年につき	五万八千二百円以内	

備考

一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを

園	造形学部	園芸まちづ	一年	一二〇名
		くりコース	一年	一二〇名
千葉県生涯大学校南房学園	健康・生活学部	陶芸コース	二年	五〇名
		園芸まちづ	二年	五〇名
造形学部	造形学部	陶芸コース	二年	九五名
		くりコース	二年	九五名

3 造形学部に園芸コース及び陶芸コースを置き、それぞれの定員は、規則で定める。

別表 (第十条第三項)

授業料	利用料金の名称		区分	単位	額の範囲
	健康・生活学部	造形学部			
	健康・生活学部	造形学部	園芸コース	一年につき	一万五千四百円以内
			くりコース	一年につき	一万五千四百円以内
	造形学部	園芸コース	陶芸コース	一年につき	二万七千七百円以内
			くりコース	一年につき	二万七千七百円以内
地域活動専攻科	造形学部	陶芸コース	一年につき	五万五千五百円以内	
		くりコース	一年につき	五万五千五百円以内	

備考

一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを

切り捨てる。

二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号〕

切り捨てる。

二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号〕